

令和8年度水産加工原材料転換等促進事業補助金

Q & A

1 制度全般について

Q1 本補助金の目的は何ですか。

A 本補助金は、主要魚種の不漁や輸入原魚の価格高騰等により原材料調達が困難となっている水産加工業者に対し、代替魚種への転換や高付加価値商品の製造・開発等を支援することで、経営の安定化を図ることを目的としています。（要項第1条）

Q2 県外に本社がありますが、補助対象になりますか。

A 県内に水産加工場を有していれば補助対象となります。本社所在地は問いません。（要項第2条）

Q3 水産加工場が複数ある場合、複数申請できますか。

A できません。1事業者につき1回限りです。（要項第4条）

2 補助対象者について

Q4 食品衛生法の許可が必要ですか。

A 次のいずれかに該当すれば対象となります。（要項第2条）

- 食品衛生法第55条の許可
- 食品衛生法第57条第1項の届出（水産物を原材料とした食料品製造に限る）
- 水産加工業協同組合の組合員

Q5 資本金や従業員数の要件はありますか。

A 資本金3億円以下、かつ従業員300人以下の事業者が対象です。（要項第2条）

3 補助対象経費について

Q6 老朽化した設備の更新は補助対象になりますか。

A 対象になりません。老朽化に伴う単なる更新は補助対象外です。（別表1）

Q7 代替魚種とは何ですか。

A 主として使用してきた既存原材料と種類が異なる水産物を指します。（要項第2条第2項）

Q8 高付加価値商品とは何ですか。

A 既存魚種であっても、従来の加工品より品質や機能性等を高めることで、より高い販売価格や収益性を期待できる商品を指します。（別表1）

例：

- ・品質向上：鮮度保持技術の導入、衛生管理レベルの向上、原料選別の高度化 など
- ・機能性向上：骨取り加工、食べやすさ向上、栄養価の強化 など
- ・ブランド化：地域性を活かした商品、ストーリー性のある商品、特定市場向け商品 など
- ・加工技術の高度化：新しい加工方法の導入、特殊冷凍技術、味付け・製法の改良 など
- ・市場価値の向上：パッケージデザインの改善、販路に応じた商品規格の見直し など

Q9 販路開拓費とは具体的に何が対象ですか。

A 展示会出展料、商談会参加費、販促物作成費など、補助事業の成果を市場に届けるために必要な経費が対象です。 ※補助事業に直接必要な追加的経費に限ります。（別表1）

Q10 既に販売中の商品は対象になりますか。

A 既に販売している商品であっても、「高付加価値化のための改良」を行う場合は補助対象となります。ただし、単なる販売促進や販売活動のみを行う場合は補助対象としません（試験的・限定的な販売であり、本格販売に向けた開発段階にある場合を除く）。

4 申請・手続きについて

Q11 申請は電子申請のみですか。

A 原則は電子申請ですが、書面申請も可能です。（要項第4条）

Q12 消費税の仕入控除額はどう扱いますか。

A 控除できる消費税額が明らかである場合、補助対象経費から減額して申請します。申請時点で不明の場合は、実績報告時に減額します。（要項第4条第2項、第10条第3項）

Q13 交付決定後に事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 別表2に該当する重要な変更を行う場合は、事前に変更承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受ける必要があります。（要項第7条）

Q14 補助対象経費が当初計画から大きく変わる場合はどうなりますか。

A 30%を超える増減は「重要な変更」に該当し、事前承認が必要です。（別表2）

5 概算払・実績報告について

Q15 概算払は受けられますか。

A 補助金交付決定額の 90%以内で概算払を受けることができます。(要項第9条)

Q16 実績報告の期限はいつですか。

A 補助事業完了後 30 日以内、又は令和9年2月 26 日のいずれか早い日です。(要項第 10 条)

Q17 実績報告後に消費税の確定申告で仕入控除額が確定した場合はどうなりますか。

A 消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)を提出し、返還命令に基づき返還します。(要項第 10 条第4項)

Q18 補助金はいつ支払われますか。

A 提出された実績報告書や証拠書類の内容を確認し、原本確認・必要に応じて現地確認を行ったうえで補助金額を確定し、その後に補助金が交付されます。(要項第 11 条)

Q19 支払証拠書類は、納品書、請求書、領収書のいずれかで良いですか。

A 納品書や請求書だけでは補助対象経費として認められません。本補助金では、事業期間内に「支払いまで完了したこと」が確認できる書類の提出が必要です。

このため、契約書・納品書・請求書等の「支払前の書類」に加え、領収書(支払済であることが確認できるもの)または振込記録(金融機関の振込明細、ネットバンキングの取引記録など)等の支払いの事実を証明する書類を提出してください。

Q20 請求書に「値引き」が記載されている場合、どの金額を補助対象経費として扱いますか。

A 値引後の金額が補助対象経費となります。

また、補助対象経費と対象外経費が混在している請求書で値引きがある場合は、金額の割合に応じて値引額を按分し、補助対象経費から控除してください。

Q21 振込手数料を差し引いて支払った場合、補助対象経費はどう扱いますか。

A 商慣習として「振込手数料相手方負担」で支払う場合がありますが、相手方が負担した振込手数料分は補助対象経費から控除する必要があります。

例:請求額 100,000 円、振込手数料 660 円 → 補助対象経費は 99,340 円

Q22 設備を購入した際に、既存設備の売却益や下取り益が出た場合はどうなりますか。

A 売却益・下取り益が発生した場合は、その分を補助対象経費から控除します。

例:新設備購入 200 万円、旧設備下取り 10 万円 → 補助対象経費は 190 万円

Q23 他の経費と一括請求されており、補助対象経費の内訳が分からない場合はどうなりますか。

A 補助対象経費と他の経費の区分ができない場合 (明細書がない、内訳が不明など) は、補助対象経費として認められません。

※必ず明細書等で補助対象部分が確認できるようにしてください。

6 その他

Q24 補助金を返還しなければならないのはどんな場合ですか。

A 次のような場合です。(要項第 13 条)

- 要件を満たしていないことが判明した場合
- 補助対象経費以外に補助金を使用した場合
- 事前承認なく事業内容を変更した場合
- 実績報告書等に虚偽があった場合

Q25 証拠書類はどれくらい保存する必要がありますか。

A 補助事業完了の翌年度から5年間保存する必要があります。(要項第 12 条)

Q26 本事業は検査の対象となりますか。

A 本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、会計検査院による実地検査の対象となる可能性があります。

Q27 相談や質問はどこに連絡すればよいですか。

A 農林水産部漁政課が窓口となります。ただし、申請書類等の確認状況及び審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承願います。